

地域社会と教育 : 地域教育社会学

吉本, 圭一
放送教育開発センター助教授

<https://hdl.handle.net/2324/18511>

出版情報 : 地域社会と教育 地域教育社会学, pp.100-198, 1996-03-20. The Society for the Promotion of The Open University of Japan

バージョン :

権利関係 :

高等教育の就学機会の拡充

高等教育が大衆化し、M. トロウの論じたように高等教育への進学が大衆的な権利となってくると、高等教育においても、諸社会的な属性間の「教育機会」の均等が社会的な関心となってくる。戦後の高等教育は、こうした権利としての教育機会を求める社会的な期待のもとで拡大してきたともいえるが、どのように拡大していったのか。また、そうした量的な拡大によって、さまざまな社会的な属性間の機会の均等化はどのように進んでいるのだろうか。

とくに、地域的な高等教育の分布には、今日においても依然として大きな格差があり、これがあるいは高等教育への進学チャンスの地域間での差につながり、少なくとも進学に伴う移動によって経済的社会的な負担の差をもたらしているのではないか。

そうであれば、地方の地域社会においては高等教育の機会を充実させようとするさまざまな動きがあるだろう。

また、高等教育の大衆化は、分散型の高等教育機関を可能にする素地をもっている。つまり、かつてのエリート教育型の大学において学生生活の時間と場所がほとんど大学と結びつけられていた（全人的な教育）のとは異なり、大学への部分的な関与（特定の知識や技術の習得だけのための在学など）に留まることを可能にする。それゆえ、今日の技術発展にともなう高等教育の学習形態の多様化が、地域社会と高等教育機会との関係を変化させる可能性もある。

本章では、特に大学に焦点をあてて、戦後の大学拡大の地域的な特徴、

高等教育の教育費負担、高等教育機会の充実のための地域社会の期待や具体的な運動、地域社会の特性に対応した大学づくり、新しい学習形態・キャンパス形態の大学について調べてみよう。

1. 戦後の大学拡大と地域

1) 高等教育の大衆化と多様化

4年制大学（および大学院）と短期大学とで発足した新制学校制度における「中等後教育」の機関類型は、1962年の高等専門学校が発足、さらには、1976年以降専修学校制度の発足によって多様な機関から構成されるようになってきている。今日では、専修学校専門課程（以下「専門学校」）まで含めて、中等教育後の教育機会を総括する段階概念として「高等教育」という用語が用いられることが多くなっている（文部省の「文部統計要覧」などでは専修学校専門課程は「高等教育」には含めていない）。

この広義の「高等教育」の定義によれば、新制発足直後の1950年には、大学201、短大149でスタートしたものが、1994年の段階で、大学552（大学院の課程を置く大学371）、短大593、高等専門学校62、「専門学校」2,857となっている。

また、進学該当年齢に占める進学者の比率でも、広島大学大学研究センター『高等教育統計データ集 [第2版]』の推計によれば、1950年に10.1%であったものが、1993年では59.6%になっており、ほぼ6倍近い高等教育拡大となっている（「専門学校」を除くと41.4%で4倍の拡大である）。

2) 高等教育の規模拡充と抑制政策

わが国は、先進国であった欧州諸国と比較しても、戦前期にすでに急速な高等教育拡大を経験していた。そして戦後は、さらに急速な高等教育の大衆化が進んだのであるが、この背景として、天野（1990）は旧制

における私立専門学校の重要性を指摘する。新制発足間もない、1950年には350校の大学・短大が設置されているが、このうち、237校が私学であり、その多くが旧制の専門学校を前身としているのである。そして、今日大学・短大1,145校の中で私学が907校にまで拡大しており、圧倒的に私学主導で戦後の高等教育の拡大が進んだといつてよい。

私学においては、多くその財源を学生の納付金によるため、その設立や拡充にあたって経営的な判断が重視されるのは当然のことである。それゆえ、私学は教員と学生確保の容易な大都市に立地する傾向がある。

他方、高等教育は高度の人材養成を目指すものであり、公共性が高い。しかも、高等教育が拡大し、一部の者の特権から、大衆の権利と認識されるようになり、権利であればその機会の「平等」を求める社会的な圧力が生じてくることになる。

それゆえ、戦後の高等教育の量的な拡大・抑制に関する施策においては、私学との関係が主となり、そのこうしたマクロな人材養成のニードと、親・生徒からの教育機会の要求、私学の学校経営の独自性との調整を図ることが課題であった。

政策的には、新制約50年の間で2つの転機があった。ひとつは、1960年前後の高度経済成長期である。国民所得倍増計画のもとで理工系人材養成の拡大が意図され、そのために大学の新增設に対して促進的な政策が採られた。

その典型的な施策が、1961年から大学の学科変更、学部定員の変更が協議ではなく「届け出」制になったことである。このため、私立大学の定員は1961年の翌年には一挙に1万2千人、16%の増加をし、以後も急速な拡大基調がつづいた。これはそれまでの私学の水増し入学による実績を是認し定員化したという側面も指摘されている。また学校数をとっても、1960年代の前半には5年間で大学数がほぼ100校増加する

というハイペースの大学拡大を見たのである。

こうして私学が高等教育拡大の重要な担い手となって、1960年代には18歳人口に対する進学率が15%を越えた。つまり、M. トロウが高等教育の発展段階区分の目安として進学率15%と50%とを用いているが、わが国の高等教育進学率は1960年代の前半にこの15%の閾値を越えたわけである。

こうした高度経済成長は、高等教育の拡大においても地方地域の教育機会の拡充が必ずしも適切に進まなかった。1971年に提出された中教審答申は、今日の大学教育改革の基本的な方向を指し示したものと論じられたりしているが、その答申の中では、さまざまに教育機会の平等・不平等を測る試みがなされており、高等教育の地域的な配置の偏りについても論じられている。

また、大都市においては、工場と大学によって大都市の過密や居住環境の悪化が問題となってきた。

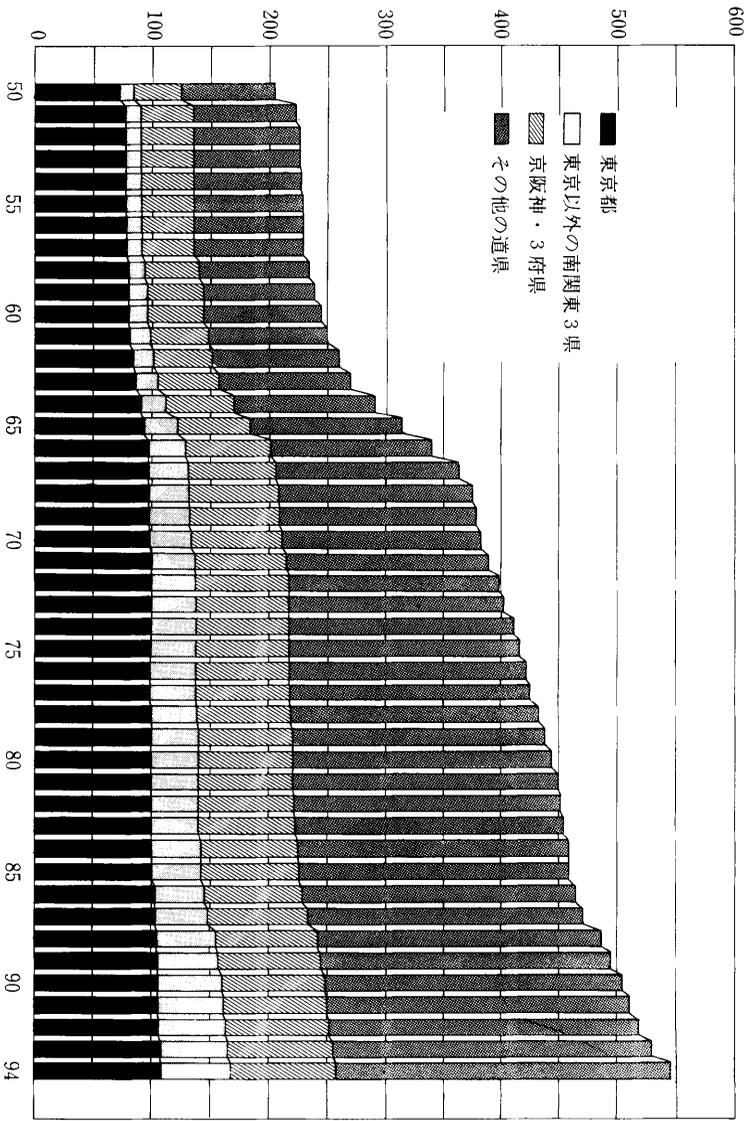
こうして、1970年代の後半から、私立大学に対する質的コントロールが始まった。つまり、私学に対する経常費助成を拡大し、それをもとに定員増しの改善など教育の質の向上を促進し、また、大都市地域での大学・短大などの新增設を抑制したのである。

以上のように、1960年前後、1970年代なかばの2つの政策的な転換を経てきたのであるが、これが現実の高等教育拡大とその地域的な機会の動向にいかなる影響を及ぼしているのか、統計的な検討をしよう。

3) 地方立地が進む大学

新制発足時から今日までの大学の都道府県別の分布とその推移をみたものが図11-1である。新制発足直後の1950年に東京にはすでに70校あまりの大学があり、全国の大学数の3分の1を有していた。南関東の4都県と京阪神3県を合わせると6割以上の学校がこの2大都市圏に位

図 11-1 地域別大学数の推移



置していた。のであるが、60年代前半の拡大のほとんど最終局面まで、大学が2大都市圏に偏在して立地する傾向には変化が見られなかった。

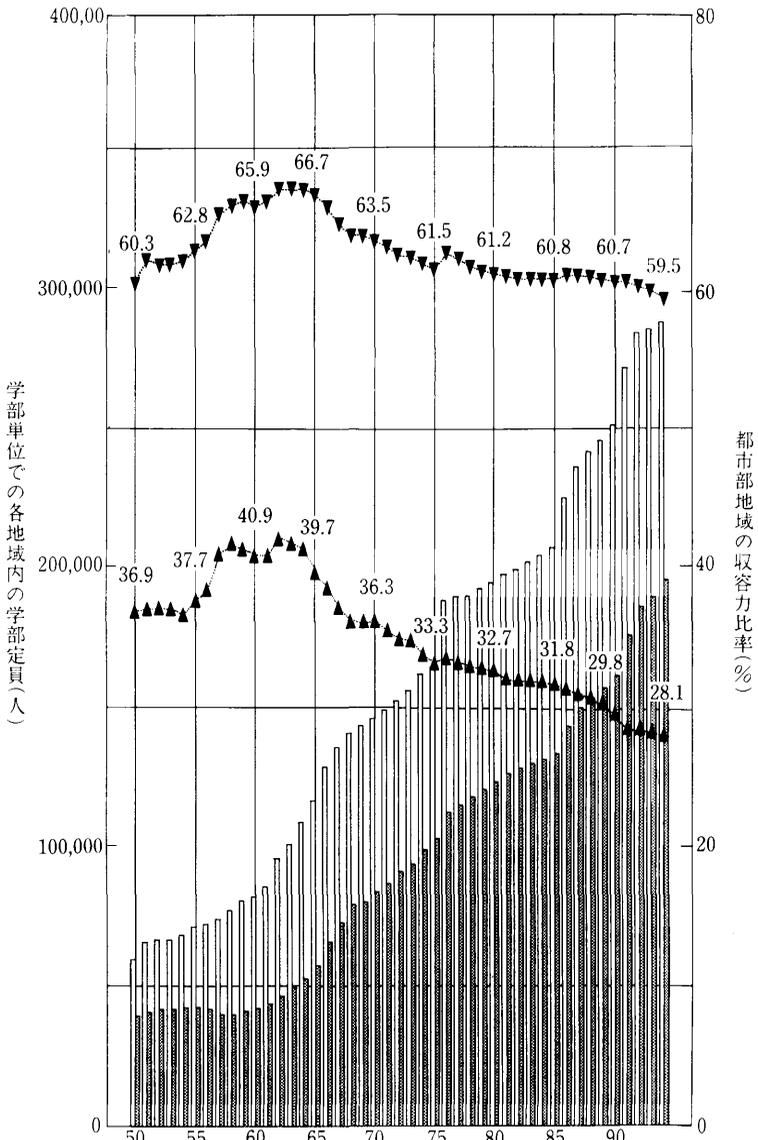
その後、大学数でみると、徐々に2大都市圏以外に立地する大学が設立されている。特に大都市圏での大学立地の抑制策がとられ、1970年代後半からは2大都市圏以外の地方地域に立地する大学の比率が増加し、1980年以降が過半数のシェアとなり、1994年の今日では52.8%となっている。

4) 学部定員でみる地域格差の残存

大学数でみると、今日では相当に地域間の格差が縮小してきたことがわかる。それでは、学部学生の定員と比較するとどうだろうか。図11-2のように、東京一極集中は着実に解消されてきたものの、2大都市圏という範囲で括ってみると地域間格差は必ずしも一貫した縮小傾向を辿っていない。1950年から1960年まで2大都市圏占有率が上昇し、1960年には、学部定員の65.9%が2大都市圏に位置する大学学部（学部所在地単位）で占有されていた。この占有率は、1975年の61.5%まで低下した後、顕著な低下をみせず、ほとんど横ばいに近い状態である。つまり、1970年代後半からの工業（場）など制限区域での設置・定員増が抑制された分は首都圏の多摩地域や都外など郊外立地・移転が促進されたのであるが、2大都市圏対その他の地方地域という大きな枠組みでの変化は小さかったといえよう。

また、1970年代以降に新設された大学は地方には立地しているものの、相対的に大学・学部の定員規模が小さく、より細かな単位での地域間格差の是正の効果を上げているとしても、こうした定員単位で、かつ2大都市圏—地方圏という区分ではその影響が十分に把握されないということであろう。

5) 設置者・専門分野別の傾向



□ 2大都市圏 ■他の地方圏 ▲東京都収容力の比率 ▼2大都市圏の比率

注：2大都市圏は、南関東(埼玉・千葉・東京・神奈川)および京阪神(京都・大阪・兵庫)である。

図 11-2 大学学部定員の地域的分布の変化

さらに、設置者・専門分野別の定員と2大都市圏の占有率との推移を検討してみたものが図11-3である。

国公立計では、定員規模は拡大しながらも2大都市圏の占有率が低下しない傾向があるのに対して、国公立・文系、私立・文系、私立・その他では一貫した定員拡大と対応して、2大都市圏の学部定員占有率は一貫して低下し続けている。

私立・文系の場合、1950年には、全定員3万人強のうち7割を東京で占有し、2大都市圏を合わせると実に94.1%までに達していた。ほとんど地方圏には私立大学の文系学部がなかったのである。これが、1960年代の政策的な誘導によって、私学の新設とともに、既設私学も大きく定員を拡大させ、理工系というこの時期の政策目標にも関わらず、理工系だけでなく、文系定員の増加も目立っている。そして学部定員の拡大は、より地方地域での拡大へと向かった。

また、私立理系でも1950～60年代に一部大都市集中の傾向が見られ

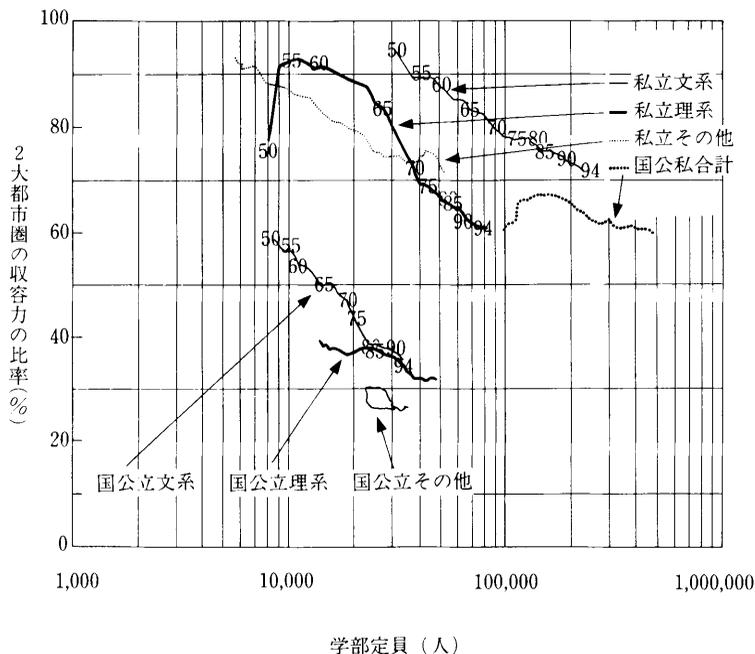


図11-3 設置者・専門分野別の大学学部定員の推移

たものの、その後の時期は急速に地方収容力の拡大が進んでいる。

国公立理系でも、もともと全国的に分散しており、2大都市圏のシェアは40%未満であったものが、今日では更に30%近くまで低下している。また、国公立・その他は教員養成系学部などが主であり、これもきわめて全国的に分散して立地しているタイプである。

このように、設置者・分野別にみると、それぞれに全体の定員拡大とともに、それ以上のスピードで地方地域の定員のほうがより増加している。しかし、国公立大学の定員分布全体を見ると、個別の設置者・専門分野別傾向と比べて地域間の格差縮小傾向は顕著には見られない。つまり、大学システム全体が、より大都市立地傾向のある私立大学依存度を高めていることがその大きな要因である。私学がある程度地方へ立地していくとしても、採算性の点から限度があり、地方でもほぼ県庁所在地など中核的な都市への立地に限られるのである。

2. 高等教育の機会と費用負担

1) 自宅外通学と学費

大都市に多くの機会があり、地方に限定されているという現状から、進学と同時に多く住居などの地域移動が生じる。

そこでまず、今日、大学進学にかかわる家計の負担がどの程度であるのか、学費・生活費の全国的な状況を調べて見よう。1992年では、40-59歳までの勤労者の平均年間給与が663.7万円（賃金構造基本調査）であり、これに対する教育費の比率（負担度）を比較してみよう。まず国立大学の自宅通学者では、学費が56.3万円、生活費が45.8万円で合計102.1万円、つまり給与の15.4%にあたる負担となっている。私立大学の自宅通学者では、国立よりも学費が高い分、教育費は合計で160.1万円となり、年間給与の8.7%の負担が国立大学よりも余分にか

かっている。これに対して、自宅外通学者では、国立大学でも私立大学でも、生活費が約80万円程度、つまり給与に対する負担度がそれぞれ約10%ポイントの負担増となっている。結局、私立大学への自宅外通学を選択する場合、給与の約36.4%の負担となっている。

わが国の高等教育においては、教育費は国家負担でもなく、学生が奨学金や学生の労働所得によって支出するのでもない。保護者家計が高額の教育費負担をねん出する、というのが通例となっている。とすると、進学がごく普通の権利と認められるような高等教育大衆化の段階に入っているにもかかわらず、むしろそうした段階であるからこそ、経済的に苦しい家庭でもその教育費負担を当然のごとく強いることになり、経済的な不平等、地域的な不平等が、他の地域・時代に劣らず大きな問題である。

2) 家庭所得の進学率への影響

所得階層別の高等教育進学率の推計については、家計調査・学生生活調査などを重ね合わせる方法も多く用いられているが、高卒者の進路についての調査結果を用いるほうがより有効である。とはいえ、後者の結果を示すための大規模な調査は、わが国ではごく短発的なものに限られている。ここでは、1981年高卒者の調査に基づく推計を図11-4に示す。

男子では国立大学では所得による差がないものの、私立大学では、はっきりとした格差が認められる。女子では、特に私立大学進学などで、男子以上に大きな格差があり、専修学校以上の合計の進学率では、大きな格差がある。

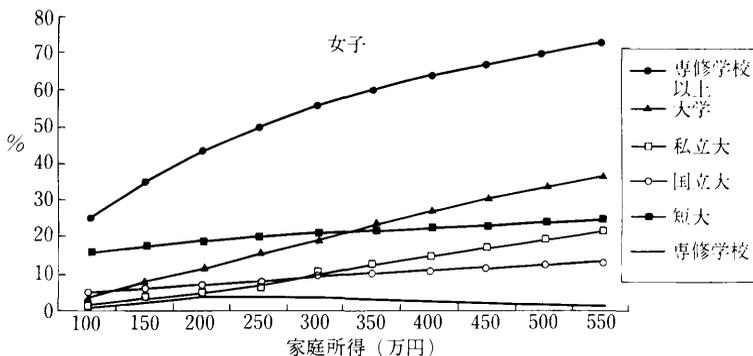
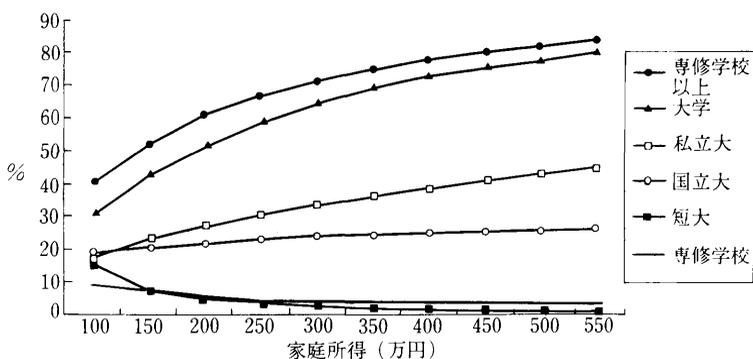
つまり、地方地域ほど、かなり無理をして進学させることになるし、無理がおよばない家庭もまた多いということである。

3) 収容力と進学率

大学・短大の収容力として、県内高卒者に対して県内大学・短大入学

者数の比率（以下「収容力」）をとると、100%近い東京・京都などから、10%を割る諸県まで、大きな格差がある。進学者を収容する大学・短大が十分にない県では、県外への進学が多くなるが、それは当該県からの進学者の教育費の負担が高まるということであり、そうした条件に基づく進学率の格差が予想される。

そこで、大学・短大収容力と大学・短大進学率を組み合わせると、47の都道府県をプロットしてみると、図11-5のように、各県が左下から右上へと分布しており、大学短大収容力の高い県ほど進学率も高いという相関があることがわかる。もちろん、収容力と進学率の相関は比較的強いという程度であり、同じような大学の収容力の県の間でも進学率に大きな差があるというケースも多く、大学が増えればただちに進学率が



資料出所：金子元久・吉本圭一・高等教育機会の選択と家庭所得 広島大学
大学教育研究センター，大学論集，(1989)

図11-4 進路選択と家庭所得のシミュレーション

図 11-5 大学・短大の収容力と進学率 資料：学校基本調査 (1992)

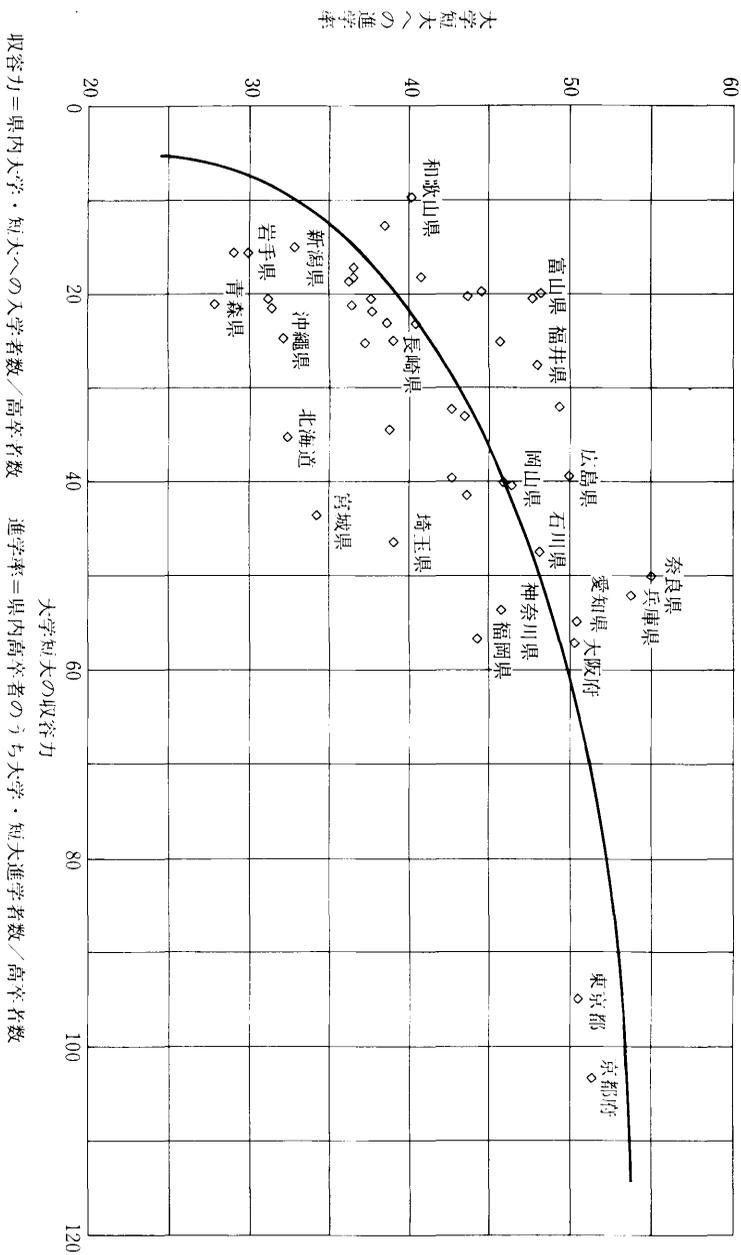


表 11-1 都道府県別の大学・短大進学率

	1971	1975	1980	1885	1992
全国計	36.3	45.1	42.2	42.6	44.1
北海道	31.0	40.4	35.5	33.1	32.5
青森県	23.6	29.5	24.2	22.7	27.9
岩手県	24.7	29.5	26.3	26.4	29.1
宮城県	28.4	34.4	32.5	33.2	34.4
秋田県	24.2	32.6	30.7	27.7	30.0
山形県	22.2	29.8	27.2	27.2	31.5
福島県	24.3	34.2	30.5	30.3	31.3
茨城県	26.6	34.7	31.7	33.4	36.4
栃木県	29.0	36.7	34.5	34.6	37.7
群馬県	28.2	36.8	35.7	36.6	38.7
埼玉県	32.0	40.5	37.1	38.1	39.1
千葉県	31.2	44.0	41.5	43.7	43.7
東京都	50.5	57.8	53.0	51.5	50.6
神奈川県	43.7	57.2	52.3	50.0	45.9
新潟県	24.3	31.8	29.1	28.7	32.9
富山県	34.9	44.0	42.8	42.7	47.7
石川県	37.8	44.2	44.1	41.3	48.2
福井県	35.3	45.1	42.8	42.5	48.0
山梨県	32.8	43.0	41.9	38.7	42.7
長野県	33.9	43.4	40.0	38.9	40.8
岐阜県	36.3	42.2	38.6	39.8	42.6
静岡県	34.2	45.4	40.5	39.8	44.6
愛知県	44.2	50.8	46.3	49.2	50.6
三重県	34.9	42.1	38.9	39.5	43.6
滋賀県	33.9	46.6	42.0	43.1	48.3
京都府	43.0	54.3	51.5	50.8	51.5
大阪府	44.2	57.6	51.9	49.7	50.3
兵庫県	45.0	55.5	52.6	53.0	53.8
奈良県	40.6	54.2	50.6	50.7	55.0
和歌山県	38.5	50.0	41.6	41.0	40.1
鳥取県	36.2	42.9	40.5	35.1	36.4
島根県	31.0	39.5	39.2	35.8	38.5
岡山県	37.0	46.3	43.6	44.6	46.3
広島県	42.0	53.8	52.5	52.2	50.0
山口県	36.9	46.7	46.1	43.6	43.5
徳島県	36.6	45.1	44.4	41.2	45.8
香川県	38.2	47.9	47.9	46.8	49.3
愛媛県	37.7	46.5	45.7	43.9	45.7
高知県	35.9	42.5	41.7	40.3	36.5
福岡県	36.5	45.1	43.1	45.8	44.4
佐賀県	30.4	37.1	33.3	34.0	37.7
長崎県	28.8	34.6	32.3	36.2	39.1
熊本県	31.0	37.9	34.7	36.8	38.8
大分県	30.6	36.2	37.1	37.3	40.3
宮崎県	27.1	33.9	32.5	33.8	36.2
鹿児島県	27.3	33.4	33.6	35.4	37.2
沖縄県	—	38.8	29.6	34.6	32.2

高まるという、単純な関係ではない。

学習課題として、それぞれの地域ごとの進学率（表 11-1）を掲載しておいたので、各自、そうした都道府県との進学率の格差がどのような要因から生じているのか、それぞれの出身県の事情なども合わせて考えてみたらどうだろうか。

3. 地域社会と高等教育ニード

1) 地方自治体と大学・短大の設置・誘致

大学・短大の収容力を高めるというのは簡単ではないが、近年、地方地域の自治体が大学誘致の運動を行うというケースが多く見られる。

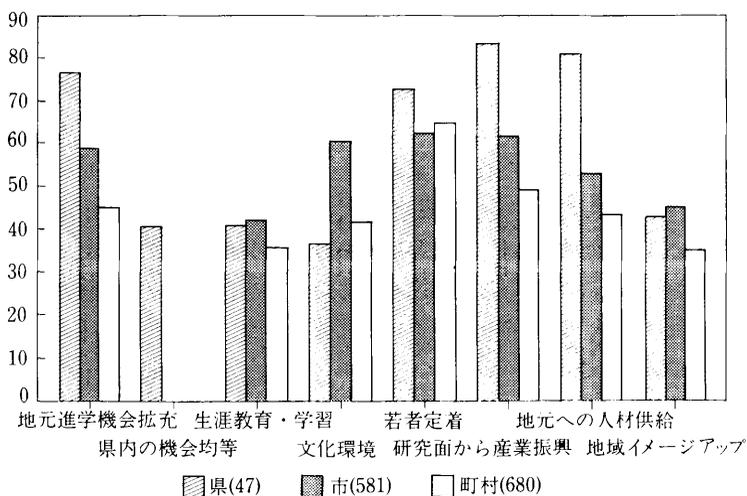
放送教材では、そうした地方立地の大学の事例として、沖縄県の名護市を中心とする北部地域の 12 市町村が「公設民営」（公的資金をもとに学校法人を組織し大学を設置した後は、その施設・設備をもとに学校法人が運営を行うもの）の形態で設置した名桜大学を取りあげている。圏域の人口 12 万人という中小規模地域で、開学までの大学創設費 70 億円以上という大きな投資（一部は県）であり、この地域でこうした大学を支えていくことはいろいろと課題もあるけれども、地元地域社会の熱い期待を受けつつ、地域的な特色をいかした大学づくりがスタートしていることが確認できる。

2) 地域社会にとっての高等教育の効用

地方自治体が大学を誘致するといっても、必ずしも地元の高等教育機会と連動するものばかりではない。つまり、個性的・特殊な教育要求に対応する大学や、また大学が一定の高い学力レベルを保とうとすれば、その大学は、設置地域だけでなく広い地域範囲から学生を集めることを目指すことになる。そうした場合、直接地元の進学率上昇につながる可能性も高く、以前なら別の地域に流出していた学生が地元に残ると

いう効果も、限られたものとなる可能性もある。

大学の誘致・設置を見ていく場合、地域社会にとってそれがどのような将来の地域形成につながっていくのか、そうした観点について検討して見る必要がある。地方自治体（都道府県・市および中規模以上の町村）に対する調査をみても、図11-6のように、多くの市町村では地元の教育機会ということよりも、他地域から若者を呼び、活気ある町づくりをしたいという意向がより重要視されている。



資料出所：牧野暢男他 地方自治体の高等教育整備施策に関する調査研究（1989）

図11-6 地方自治体の高等教育整備の観点

4. 情報化時代における高等教育と地域

大学が統合されたキャンパスを持つということは、これまで自明のことであり、もしキャンパスが地域的に分散していれば、いかにそれを統合するかが問題になることが多かった。これは、具体的には旧制諸学校を整理してできた新制国立大学に特に大きな問題であった。

また、私立大学も、次第に多数の学部をもち、学部定員も大きくなり、大都市でのキャンパス拡張余地が小さいために、キャンパスの分散を余儀なくされてきた。

大学が「社会」そのものであり、学生と教員の生活の全ての場を大学が提供するというようなエリート型教育であれば、統合型キャンパスが不可欠であり、大学がそうした方向での努力をすることは当然である。

しかし、いまや高等教育は「権利」であり、「義務」にすら近づいている。若年学生については密度の濃い時間的空間的な経験を通しての社会化機能がより求められることがある反面、一方で社会人の学習者のためには、より時間・空間的に柔軟な学習システムが求められるようになってきている。

みなさんの学ぶ放送大学も、本部という中心的なキャンパスを持っているが、本部キャンパスと学生の学習の場は同じではない。基本的な学習は、任意の場で放送を視聴しつつ行われている。こうした新しいメディアは、地域社会における高等教育機会の格差を是正していくための可能性ある手段ともなりうるだろう。

放送教材では、実学的な教育において、こうした多様なメディア利用を進めている大学事例として、北海道情報大学の通信教育課程を取りあげている。北海道の大学本部から通信衛星と地上の通信を用いて、全国14ヶ所の専門学校に通学している学生たちが大学教育を受講している。

4年間の課程で専門学校の卒業要件を満たし、かつ大学の学士を取得するために、学習ペースの自由度は小さいけれども、こうした学習形態の地方地域への汎用性は高いことが伺われる。各自、学習者のニーズ、知識技術の特質、学習や指導の形態などについて、放送大学との比較を試みるのも面白いだろう。

●参考文献

天野郁夫著『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部（1990）

新堀通也著『日本の教育地図』ぎょうせい（1980）

友田泰正著「都道府県別進学率の規定要因」『教育社会学研究』第25集（1970）

橋爪貞雄著「学校と地域—高校学区制を中心に—」河野重男ほか編著『学校教育の構造と課題』ぎょうせい（1978）

広島大学大学教育研究センター『高等教育統計データ集 [第2版]』（1995）

班目文雄著『日本の教育課題—その地域的究明—』第一法規出版（1981）

吉本圭一著「高等学校の階層的構造と進路分化」『教育社会学研究』第39集（1984）